行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者	左記の行 政処分の 点数
20251002	エフ・ディ物流 株式会社 (法人番号 6130001014014)代表者: 今井 敬三	京都府京都市下京区 西洞院通木津屋橋上 ル東塩小路町607-3 -A	相模原	神奈川県相模原市緑区 西橋本5-7-1	文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第10条 第1項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年8月26日、 監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反等(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20251007	有限会社 シンリョウ(法人 番号3040002034650)代表 者:池田 荘介		本社	千葉県市川市末広1-1 0-18-105	輸送施設の使用停止 (260日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条第 5項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年7月17日及び同年7月29日、監査を実施、12件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(10)点検整備記録簿の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第49条)、(11)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(12)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業結等9条第1項)、(12)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	26	26
20251007	有限会社 野口運輸(法人番号9011802017131)代表者:神谷 眞好		本社	東京都江戸川区本一色 2-12-12-2F	輸送施設の使用停止 (200日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条の 3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年7月30日及び同年11月21日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項、(6)高齢運転者に対する指に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(8)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)、(9)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち損害賠償の支払い能力確保義務違反(貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法施行規則第14条第3号)、(10)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	20	20
20251007	鈴木 正則	東京都足立区新田2一 4-18	本店	東京都足立区新田2一4 一18	輸送施設の使用停止 (160日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年5月29日及び同年6月24日、監査を実施、10件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)高齢運転者に対する 適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6) 定期点檢整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(7)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5、(8)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5、(8)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(9)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(10)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(10)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	16	16

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
20251007	有限会社 多摩八光運輸 (法人番号 1012802004630)代表者: 嶋田 哲男	東京都武蔵村山市残堀2-49-3	本社	東京都武蔵村山市残堀 2-49-3	輸送施設の使用停止 (105日車)	貨物自動車運送事業 法第24条の4	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年11月29日、同年12月4日及び同年12月17日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)高齡運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)初任・高齡運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)初任・高齡運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(10)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等未加入(貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)	11	11
20251007	株式会社 Yuu2(法人番号6021001038609)代表 者:布施 雄一郎	神奈川県横浜市旭区 川島町2149-2-1 -104	本社	神奈川県横浜市旭区川 島町2149-2-1-10 4		貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 6項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年7月18日及び同年7月31日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)事故の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)事故の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)日常点検の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)日常点検の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第44条の2)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(9)点検整備記録簿の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(9)点検整備記録簿の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(10)事故の未報告(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	7	7
20251007	株式会社 大野生研工業 (法人番号 6030002112933)代表者: 大野 一	埼玉県熊谷市大字下 川上1568-11	本社	埼玉県熊谷市下川上15 68-11	輸送施設の使用停止 (70日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 6項	救護措置義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年 11月26日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反等 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	7	7
20251007	丸菱運輸 株式会社(法人番号6430001023604)代表者:佐々木 啓太		東京	東京都江東区新砂3-2 -9	輸送施設の使用停止 (60日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年8月28日及び同年9月30日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項、(6)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	6	6

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
20251007	株式会社 IBロジスティック (法人番号 6040002098552)代表者: 沖沢 友弘	千葉県野田市山崎20 13-1	本社	千葉県野田市山崎201 7 フォレヴィラージュC1 03	輸送施設の使用停止 (54日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和6年12月9日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	6	6
20251007	有限会社 ユーラインサー ビス(法人番号 2030002037713)代表者: 結城 一雄	埼玉県所沢市大字日 比田90-1	本社	埼玉県所沢市大字日比 田90-1	輸送施設の使用停止 (40日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年2月18日、監査を実施。3 件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)	4	4
20251015	常総物流サービス 株式 会社(法人番号 6050001029012)代表者: 増田 秀男	茨城県土浦市大字虫 掛字東3355-1	本社	茨城県土浦市大字虫掛字東3355-1	輸送施設の使用停止 (150日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年1月24日、同年2月8日及び同年3月1日、監査を実施。13件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第0条第1項)、(6)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)自動車NOX・PM法不適合車両使用のもの(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)自動車NOX・PM法不適合車両使用のもの(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)自動車運送事業法第9条第3項)、(11)事業計画事後居出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(12)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等未加入(貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)、(13)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	15	15
	大川運輸 株式会社(法人番号2011801006538)代表者:倉内 照康		本社	東京都足立区西伊興2 -11-8	輸送施設の使用停止 (70日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条の 3	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年5月14日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)初任運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(7)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)	7	7
20251021	新山梨陸送 株式会社(法 人番号5090001001141)代 表者:滝田 雅彦		本社	山梨県韮崎市一ツ谷19 95	文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条第 5項	法令で規定された報告書に関して法令違反の疑いがあったことを端緒として、令和7年7月30日及び同年8月19日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
20251028	湘南カーゴ 株式会社(法 人番号3021001042951)代 表者:小川 哲哉		森崎	神奈川県横須賀市森崎 1-18-19	輸送施設の使用停止 (40日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年6月5日及び同年6月21日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記錢義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)業務記録の記載事項違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)業務記録の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記錄義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)	4	4
20251028	株式会社 レックス(法人 番号9040001050016)代表 者:藤本 明広	千葉県佐倉市上志津 原239	本社	千葉県四街道市旭ヶ丘2 -27-2	(20日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年7月23日及び同年8月8日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	2	2
20251001	日本郵便株式会社(法人 番号1010001112577)代表 者:小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	嵐山	埼玉県比企郡嵐山町菅 谷7-1	輸送施設の使用停止 (120日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月16日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251001	日本郵便株式会社(法人 番号1010001112577)代表 者:小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	下仁田	群馬県甘楽郡下仁田町 下仁田402-1	輸送施設の使用停止 (112日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月11日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
	番号1010001112577)代表者:小池信也			千葉県君津市久保4-2 -29	(60日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月17日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251001	日本郵便株式会社(法人 番号1010001112577)代表 者:小池信也		山方	茨城県常陸大宮市山方 667-3	輸送施設の使用停止 (102日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月10日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
20251001	日本郵便株式会社(法人 番号1010001112577)代表 者:小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	矢田部	茨城県神栖市矢田部64 98-1	輸送施設の使用停止 (157日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月10日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251001	日本郵便株式会社(法人 番号1010001112577)代表 者:小池信也		足利西	栃木県足利市葉鹿町1 -25-7	輸送施設の使用停止 (153日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月9日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251001	日本郵便株式会社(法人 番号1010001112577)代表 者:小池信也		文挾	栃木県日光市小倉872 -12	輸送施設の使用停止 (39日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月9日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
20251001	日本郵便株式会社(法人 番号1010001112577)代表 者:小池信也		深川	東京都江東区東陽4-4-2	輸送施設の使用停止 (109日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月17日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251001	日本郵便株式会社(法人 番号1010001112577)代表 者:小池信也		千鳥	東京都大田区千鳥2-34-10	輸送施設の使用停止 (109日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月17日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
	日本郵便株式会社(法人 番号1010001112577)代表 者:小池信也		長井	神奈川県横須賀市長井 3-47-5	輸送施設の使用停止 (106日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月24日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251001	日本郵便株式会社(法人 番号1010001112577)代表 者:小池信也		山中湖	山梨県南都留郡山中湖 村山中土手外446-3	輸送施設の使用停止 (60日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月21日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
20251008	日本郵便株式会社(法人 番号1010001112577)代表 者:小池信也	東京都千代田区大手 町2-3-1	三芳	埼玉県入間郡三芳町藤 久保320	輸送施設の使用停止 (60日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月16日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251008	日本郵便株式会社(法人 番号1010001112577)代表 者:小池信也		富士見	群馬県前橋市富士見町 小暮233-1	輸送施設の使用停止 (60日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月15日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251008	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也		尾島	群馬県太田市尾島町26 5-5	輸送施設の使用停止 (149日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月11日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251008	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	天津	千葉県鴨川市天津121 6-1	輸送施設の使用停止 (83日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月17日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251008	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也		長狭	千葉県鴨川市南小町88 3-1	輸送施設の使用停止 (87日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月17日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251008	日本郵便株式会社(法人 番号1010001112577)代表 者:小池信也		田伏	茨城県かすみがうら市田 伏1633-1	輸送施設の使用停止 (126日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月18日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251008	日本郵便株式会社(法人 番号1010001112577)代表 者:小池信也		天下野	茨城県常陸太田市天下 野町5602-1	輸送施設の使用停止 (115日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月18日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
20251008	日本郵便株式会社(法人 番号1010001112577)代表 者:小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	筑波	茨城県つくば市北条43 47-6	輸送施設の使用停止 (128日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月10日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251008	日本郵便株式会社(法人 番号1010001112577)代表 者:小池信也		富田	栃木県足利市迫間町71 9	輸送施設の使用停止 (151日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月6日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251008	日本郵便株式会社(法人 番号1010001112577)代表 者:小池信也		板橋	東京都板橋区板橋2-42-1	輸送施設の使用停止 (107日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月17日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251008	日本郵便株式会社(法人 番号1010001112577)代表 者:小池信也		町田	東京都町田市旭町3-2-22	輸送施設の使用停止 (111日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月17日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251015	日本郵便株式会社(法人 番号1010001112577)代表 者:小池信也		北本	埼玉県北本市緑1-16 7	輸送施設の使用停止 (60日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月16日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251015	日本郵便株式会社(法人 番号1010001112577)代表 者:小池信也		松井田	群馬県安中市松井田町 新堀1374	輸送施設の使用停止 (125日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月1日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251015	日本郵便株式会社(法人 番号1010001112577)代表 者:小池信也		保田	千葉県安房郡鋸南町保 田226	輸送施設の使用停止 (29日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月17日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
20251015	日本郵便株式会社(法人 番号1010001112577)代表 者:小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	八千代	茨城県結城郡八千代町 若1302-1	輸送施設の使用停止 (160日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月23日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251015	日本郵便株式会社(法人 番号1010001112577)代表 者:小池信也		常陸小川	茨城県小美玉市小川16 32	輸送施設の使用停止 (110日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月23日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251015	日本郵便株式会社(法人 番号1010001112577)代表 者:小池信也		牛久	茨城県牛久市中央3-5 -2	輸送施設の使用停止 (60日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月18日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251015	日本郵便株式会社(法人 番号1010001112577)代表 者:小池信也		黒羽	栃木県大田原市黒羽向 町450-4	輸送施設の使用停止 (118日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月15日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251015	日本郵便株式会社(法人 番号1010001112577)代表 者:小池信也		黒田原	栃木県那須郡那須町寺 子丙3-181	輸送施設の使用停止 (133日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月15日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251015	日本郵便株式会社(法人 番号1010001112577)代表 者:小池信也		八王子西	東京都八王子市散田町 5-27-7	輸送施設の使用停止 (90日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月17日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251015	日本郵便株式会社(法人 番号1010001112577)代表 者:小池信也		晴海	東京都中央区晴海4-6-26	輸送施設の使用停止 (60日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月17日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者	左記の行 政処分の 点数
20251015	日本郵便株式会社(法人 番号1010001112577)代表 者:小池信也	東京都千代田区大手 町2-3-1	落合	東京都中野区東中野4 -27-21	輸送施設の使用停止 (104日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月17日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251022	日本郵便株式会社(法人 番号1010001112577)代表 者:小池信也		久喜	埼玉県久喜市本町3-1 7-1	輸送施設の使用停止 (110日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月6日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251022	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也		磐戸	群馬県甘楽郡南牧村磐 戸17-1	輸送施設の使用停止 (70日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月1日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
20251022	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	千倉	千葉県南房総市千倉町 南朝夷1265-1	輸送施設の使用停止 (60日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月18日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251022	日本郵便株式会社(法人 番号1010001112577)代表 者:小池信也		関尻	千葉県富津市関尻464	輸送施設の使用停止 (84日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月18日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251022	日本郵便株式会社(法人 番号1010001112577)代表 者:小池信也		松平	茨城県常陸太田市松平 町232-5	輸送施設の使用停止 (159日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月30日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251022	日本郵便株式会社(法人 番号1010001112577)代表 者:小池信也		赤塚	茨城県水戸市赤塚2-2 12	輸送施設の使用停止 (117日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月23日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
20251022	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也	東京都千代田区大手 町2-3-1	馬頭	栃木県那須郡那珂川町 馬頭363-2	輸送施設の使用停止 (60日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月15日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251022	日本郵便株式会社(法人 番号1010001112577)代表 者:小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	市貝	栃木県芳賀郡市貝町市 塙839-4	輸送施設の使用停止 (95日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月15日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251022	日本郵便株式会社(法人 番号1010001112577)代表 者:小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	東久留米	東京都東久留米市中央町1-1-44	輸送施設の使用停止 (109日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端 緒として、令和7年7月17日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施 義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251022	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也		大崎	東京都品川区西五反田 2-32-7	輸送施設の使用停止 (60日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月17日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251022	日本郵便株式会社(法人 番号1010001112577)代表 者:小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	神奈川	神奈川県横浜市神奈川 区新浦島町2-1-10	輸送施設の使用停止 (60日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月24日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251029	日本郵便株式会社(法人 番号1010001112577)代表 者:小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	秩父	埼玉県秩父市上宮地町 3-16	輸送施設の使用停止 (87日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月6日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251029	日本郵便株式会社(法人 番号1010001112577)代表 者:小池信也		水上	群馬県利根郡みなかみ 町湯原諏訪原704	輸送施設の使用停止 (136日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月1日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者	左記の行 政処分の 点数
20251029	日本郵便株式会社(法人 番号1010001112577)代表 者:小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	大笹	群馬県吾妻郡嬬恋村大 笹396-4	輸送施設の使用停止 (125日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月5日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251029	日本郵便株式会社(法人 番号1010001112577)代表 者:小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	府馬	千葉県香取市府馬273 O	輸送施設の使用停止 (34日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月25日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
20251029	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也	東京都千代田区大手 町2-3-1	大洗	茨城県東茨城郡大洗町 磯浜町6881-364	輸送施設の使用停止 (145日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月7日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251029	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也		麻生	茨城県行方市麻生115 7	輸送施設の使用停止 (26日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月7日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		
20251029	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也		十王	茨城県日立市十王町友 部129-8	輸送施設の使用停止 (116日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月30日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251029	日本郵便株式会社(法人 番号1010001112577)代表 者:小池信也		宇都宮中央	栃木県宇都宮市中央本 町4-17	輸送施設の使用停止 (60日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月23日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
20251029	日本郵便株式会社(法人 番号1010001112577)代表 者:小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	鬼怒川温泉	栃木県日光市鬼怒川温 泉大原1406-10	輸送施設の使用停止 (45日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月23日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)		

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者: 小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	成城	東京都世田谷区成城8 -30-25	輸送施設の使用停止 (60日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月22日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也	東京都千代田区大手 町2-3-1	葛飾	東京都葛飾区四つ木2 -28-1	輸送施設の使用停止 (60日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月22日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者:小池信也	東京都千代田区大手 町2-3-1	光が丘	東京都練馬区光が丘2 一9ー7	輸送施設の使用停止 (60日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月22日、監査を実施。次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3. (4)但し書き参照)